

最終回 私法の基本原則

2013/07/26

松岡 久和

【私法の基本原則:序論】(E38-39頁、佐434頁)

1 私権の社会性

- ・私権の国家による実現保障→私権の保障には一定の社会的制約が内在
- ・社会性≠私益に対する公益優先
- ・昭和22(1947)年の改正時に、判例・学説が確立してきたことを1条に明文化

2 公共の福祉の原則(1条1項)

- ・公共の福祉：社会共同生活全体の利益：公共性・社会性
；憲法12条・13条・29条2項と同趣旨
- ・解釈基準として本項が問題となる事例は少ない←権利保障の原則への悪影響防止
- 【例】高知地判昭60・3・26判時1178号135頁(建築基準法の規制の合理性)
最大判昭37・6・6民集16巻7号1265頁(旧借地法4条1項の契約更新の擬制の合憲性)
最判昭和25・12・1民集4巻12号625頁(発電所建設により流木のための慣習上の河川使用权が侵害されても、復興期の電力需要の重要性ゆえ受忍限度内)

【信義誠実の原則(信義則)】(E40-41頁、佐435-437頁)

1 信義則(1条2項)の意味

- ・元来、契約関係における債務者の行動基準として発達
⇒すべての法律関係の当事者の行動基準へ発展
- ・禁反言則(estoppel：矛盾行為禁止の原則)などは信義則の下位原則

2 信義則の機能と類型

- ・法律行為解釈の際にも信義則が考慮されるが、この場合には、当事者間の衡平・正義などと変わりなく、具体的な内容を欠く
- ・①規範の具体化：抽象的な条文の具体化・明確化
【例】履行補助者の故意・過失＝債務者本人の過失(E40頁モデルケース9、PⅡ24-26)
弁済提供金のわずかな不足の場合の相手方の受領拒絶・契約解除権の否定(最判昭41・3・29判時446号43頁)
- ・②規範の補充：適用されるべき規範が欠缺している場合の補充、法創造機能
【例】沈黙による詐欺の成否－信義則上の説明義務の有無が決め手
契約締結上の過失の前提となる義務や説明義務(PⅠ3-6、PⅡ17-20：無駄になった費用の賠償)や安全配慮義務の根拠付け(PⅡ227-229)
- ・③規範の修正：規制内容をより適切・合理的なものに修正
【例】悪意の無権代理人兼保証人による無権代理・保証債務否定の主張は信義則違反(最判昭41・11・18民集20巻9号1845頁)
消滅時効完成後の自認行為者がその後時効を援用するのは信義則違反(PⅠ166)
運送契約中の責任制限条項の適用を否定して第三者にそれ以上の責任を追及するには信義則上の特段の事情を要する(PⅠ9)
売買契約上の抗弁の信販会社への対抗は信義則上相当とする特段の事情を要する(PⅠ10：ただし立法的には割賦販売法の改正により抗弁の対抗が拡張している)
- ・④具体的妥当性の実現：正義・衡平に基づく妥当な結論の導出
【例】信義則による履行請求権の縮減(サラ金の過剰貸付の場合など)
信義則・権利濫用による権利主張の制限(PⅠ8：無断転貸の転借人が賃貸目的物を取得して賃借人の契約違反を追及するのは信義則違反・権利濫用)

※②～④の区別は相対的。例はいずれにも分類可能な場合がある

【練習課題】民法総則の講義の中で出てきた信義則の例を拾い上げて分類を考えてみよう。

- ・ 類型的な事案集積から独立の法理への発展

例 背信的悪意者排除の法理 (PI 233・242・24: 3信義則上登記の欠缺を主張する正当の利益を有しない者は177条の「第三者」には当たらない背信的悪意者)

事情変更の法理 (PI 1・2: 事情変更を理由とする契約の解除にはその事情変更が信義則上当事者を契約によって拘束することが著しく不合理と認められる場合であることを要する)

権利失効の法理 (PI 215: 解除が行使されないとの正当な信頼を相手方が得た後は信義則上解除はできない)

信頼関係破壊の法理 (PII 212・218-221: ①賃貸借契約では賃借人の些細な契約違反は賃貸人に解除権を発生させず、解除権の発生には信頼関係の破壊を要する。②賃貸借契約では賃借人の賃料不払いや用法違反などの債務不履行があっても、原則として催告をしなないと賃貸人は契約を解除できないが(541条参照)、著しい信頼関係の破壊があれば、催告なくして直ちに契約を解除できる)

3 信義則を用いる場合の注意

- ・ 信義則を援用する必要があるか。安易に信義則という一般条項に頼る前に、従来の議論によって解決できる問題ではないかを十分考慮する必要がある
←一般条項の不安定性・予測可能性の欠如・体系破壊のおそれ
- ・ 信義則に頼らざるを得ない場合でも、どのような要素を考慮して結論を導き出すのか、意識して論拠の明確化・検証可能性を図ること⇒要件・効果を明確にした下位準則や独立の法理の形成へ

【権利濫用禁止の原則】(E41-43頁、佐437-439頁)

1 権利濫用禁止の意味

- ・ 歴史的には物権関係において、シカーネ(Schikane: 悪意による権利行使・権利行使に藉口した加害……主観的害意)の禁止に由来、「フロード(詐害意思)はすべてを破るfraus omnia corrumpit」というローマ法諺・フランス法諺とも類似
- ・ 現在では権利行使一般の制限法理として機能

2 権利濫用禁止の原則の機能と類型

- ・ 法適用の結果の具体的妥当性を確保するための手段として機能

①他人を害する目的の権利行使

判例 PI 13: 対抗力を欠く賃借人を追い出すために事情を知った譲渡人の子やこれらの者の経営する実質的な個人企業が、賃貸人の地位を譲り受けて明渡請求を行った事例

PI 12: 隣地所有者の同意を得ない違法な下水配管工事着手後の隣地使用権の主張

※背信的悪意者排除の法理の一類型もこれに近い。最も古典的類型。もっともPI 12では、加害の意思はなく、きわめて身勝手な主張が問題になっているので、古典的類型のバリエーション

②不当な利益を得る目的の権利行使

判例 PI 11 (宇奈月温泉事件): 地主の承諾なく送湯管が山林傾斜地(無価値)の一部を通して敷設されていたところ、右土地を買い受けた者が、法外な値段での土地の買い取りを迫り、応じないのなら管を除去せよと提訴した事例

考慮要素: 除去に要する膨大な費用、権利者のわずかな損失、不当図利目的

③不当な不利益を他人に転嫁する行為

判例 PII 392: 自動車のディーラーがサブディーラーの代金不払いを理由に、すでに代金を完済して自動車の引渡しを受けているユーザーに、留保した所有権に基づいて引渡しを求めた事例

考慮要素: エンドユーザーの権利取得の信頼(取引安全)、契約相手方のサブディーラーの無資力リスクの第三者への転嫁

④弱者保護のために強者の権利行使を構造的に制約する場合

例 賃貸借契約における賃貸人の解除権濫用(PI 15)、雇用契約における使用者の解雇権濫用

→前者の一部は信頼関係破壊の法理や背信行為論(PII 212・213)へ発展

⑤権利行使の違法性を強調するために持ち出される場合

判例 PI 16 (信玄公旗掛松事件): 権利の行使が社会通念上被害者が受忍すべきものと一般的に認められる範囲を超えたときは不法行為となる(鉄道の煤煙による著名な松の枯死の責任を肯定)

P II 294：北側居宅の日照・通風を妨げる違法建築は権利濫用であり不法行為責任有

- ・沿革上の主観的害意要件重視から**客観的な利益衡量**へ（判例（P I 14：農地の所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効の主張が諸事情の総合により権利濫用とされた事例）・通説）
：権利行使により得られる利益と相手方がそれによって被る不利益を比較衡量し、前者が後者よりとるに足らないほど小さい場合に権利濫用

3 権利濫用禁止の原則を用いる場合の注意

- ・客観的利益衡量では、既成事実や公共の利益が過度に重視され、権利の保護が不当に制約されるおそれがある：→「**権利濫用の濫用**」
判例 最判昭40・3・9民集19巻2号233頁（**板付基地事件**）：私権の社会性・公共性をたてに土地所有者の賃貸借契約締結拒絶・土地明渡請求を権利濫用として否定⇒後のP II 320（大阪空港公害訴訟）等における差止請求への消極的な態度（不適法却下）に影響

【信義則と権利濫用禁止の原則の関係】（E43頁、佐438-439頁）

- ・沿革的には信義則－債権関係、権利濫用禁止－物権関係で発達⇒両者は接近し、多くの場面で重複：「……の主張は、信義則に反し権利濫用となる」という表現が頻出
- ・もともと、権利濫用禁止の原則が通常否定的にのみ機能するのに対し、信義則は権利ないし新しいルールを創造する機能を果たす場面が多く含まれる

【試験について】

- ・一般教育科目「民法の基礎」の受講者 7月29日（月） 10:30～11:50 法学部第10演習室
非常におおまかな原則と概念（用語）説明程度。六法貸与
- ・経済学部専門科目としての受講生 7月29日（月） 10:30～ 法経東館311演習室（要確認）
細かな解釈論には及びません。基本的な設例分析・検討と概念（用語）説明程度。六法貸与
- ・法学部専門科目としての受講生 8月5日（月） 9:00～11:50 法経第4教室
穴埋め式問題10問（足切り兼下駄：正解6問未満では次に進めません。20点満点）
設例問題と説明問題各1問を出題予定（80点満点。30+50点か40点+40点かは設例作成後に検討）
※2回生は「60点台でも単位取得希望」等の表示がない限り、60点台は付けません。
3回生は「60点台なら単位不要」等の表示がない限り、60点台も付けます。
親族法も出題範囲
※素点60点以上の者の数の目安は常時出席者（200人強？）程度。合格率60%前後か？
六法貸与